

平成29年5月から鬼怒川・小貝川の洪水時に 緊急速報メールの配信エリアが拡大します

平成28年9月から茨城県常総市にて開始していた緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信エリアを鬼怒川・小貝川沿川の19市町に拡大します。

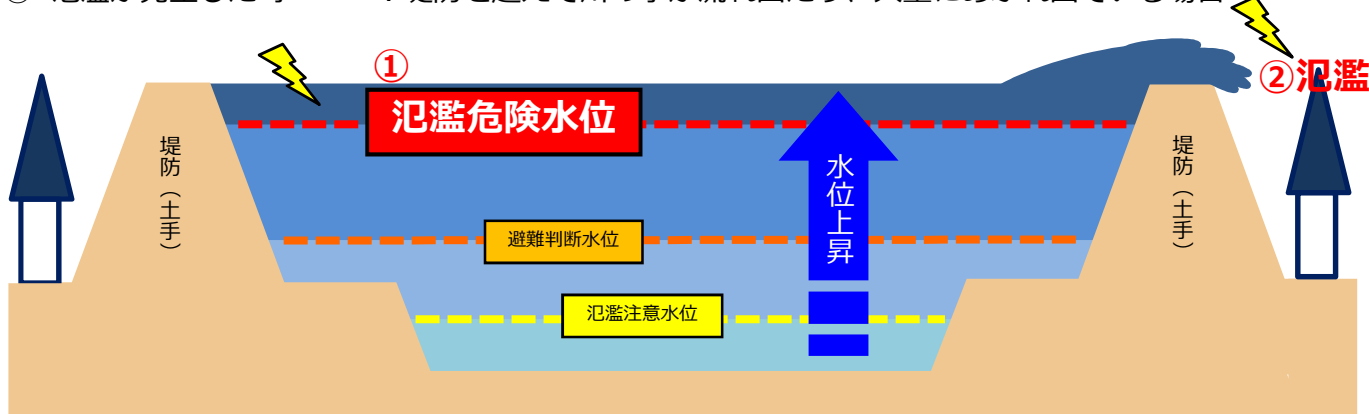
1. 緊急速報メールとは

緊急速報メールとは、国土交通省（鬼怒川・小貝川の河川管理者）が発表する洪水の情報を、対象の配信エリアにある個人のスマートフォンや携帯電話に一齐に配信されるメールです。このメールが配信される時には、**生命に関わる緊急性が非常に高い状態にある**ことを意味します。

※自動で配信されるため、登録等は必要ありません。

2. 配信のタイミング

- ① 河川氾濫の恐れがある時：河川水位が避難勧告の目安となる「**氾濫危険水位**」に到達した場合
- ② 氾濫が発生した時：堤防を超えて川の水が流れ出たり、大量にあふれ出ている場合



3. 対象の配信エリア

益子町、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、塩谷町、高根沢町、小山市、下野市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、八千代町、守谷市、つくばみらい市、つくば市、龍ヶ崎市、取手市
ただし、市町境等では配信エリア外にも配信される場合があります。

4. 自動配信されるメールの例

①河川氾濫のおそれがある時

【見本】

(件名)
河川氾濫のおそれ

(本文)
〇〇川の〇〇(〇〇市〇〇)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「**氾濫危険水位**」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
(国土交通省)

②-i 氾濫が発生した時 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生

(本文)
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出しています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
(国土交通省)

②-ii 氾濫が発生した時 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生

(本文)
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
本通知は、関東地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。
(国土交通省)